

岡山大学大学院教育学研究科規程

〔平成16年4月1日〕
岡大院教規程第1号

改正 平成17年 3月18日規程第1号
平成18年 3月16日規程第1号
平成19年 2月23日規程第1号
平成20年 9月25日規程第1号
平成21年 4月 1日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大学則第1号）及び岡山大学大学院学則（平成16年岡大学則第3号）に基づき、岡山大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(研究科の目的)

第2条 研究科の修士課程は、教育の理論及び応用を教授研究し、教育に関する高度の専門性を有する人材を養成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、研究科の各専攻の目的は、次の覚悟に掲げるとおりとする。

一 学校教育学専攻は、教育を構成する社会・文化的要因及び心理的要因について教育学、心理学をはじめとする関連諸科学の研究成果を基盤に、教育理論に強い教員ならびに学校教育に関する研究者を養成する。

二 発達支援学専攻は、幼児・児童・生徒の発達課題や健康課題と支援法に関する教育研究を行い、理論と実践的視野を兼ね備えた教員及び研究者を養成する。

三 教科教育学専攻は、教科目的・内容と教材化、指導方法、評価の側面から各教科教育のあり方を総合的かつ実践的に教育研究し、強化教育に強い教員ならびに教育を通して成果を社会に還元できる研究者を養成する。

四 教育臨床心理学専攻は、教育臨床心理学の視座から、人間の心と講堂の問題等に実践的にアプローチできる、教育臨床領域に特に強い臨床心理士ならびに教員を養成する。

3 研究科の専門職学位課程は、学校教育に関する理論と実践を教授研究し、教育現場の課題について、理論との架橋・往還・融合を通して高度にマネジメントし遂行できる総合的・実践的な力量（高度教育実践力）を備えた高度専門職業人としての教員を養成することを目的とする。

(自己評価等)

第3条 研究科は、研究科に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の教職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 第1項の自己評価を行うため、岡山大学大学院教育学研究科自己評価委員会（以下「自己評価委員会」という。）を置く。

4 自己評価委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 研究科は、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。